

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に内田栄作農業委員、平野修一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に比留間農業委員会事務局長、書記に市川農業委員会事務局次長、大室主査、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第18号

農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第18号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。農地法第3条第2項のいずれにも該当しない状況を報告した。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 平方地区の新木農業委員が報告した。5月23日(土)に平方地区担当委員4名で現地調査を

行ったところ、農地として管理されており問題ないと考えられる。

議長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第18号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第19号 農地法第5条の許可申請について

議長 申請番号1及び申請番号2について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1及び申請番号2は、建物を建築予定のため開発許可が必要である。農地区分について、申請番号1は第二種農地であり、申請番号2は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 申請番号1について、原市地区の黒須農業委員が報告した。原市地区担当委員2名と上尾地区担当委員1名の計3名で現地調査を行ったところ、問題ないと考えられる。理由書を朗読した。

申請番号2について、大谷地区の飯野農業委員が報告した。5月18日(月)に大谷地区担当委員3名で現地調査を行ったが、問題ないと思われる。理由書を朗読した。

議長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 申請番号2について、利用計画図を確認すると既存部分と拡張部分に段差があるが、どのように整備するのか。

事務局 既存建物から敷地拡張部分にかけて3%の勾配で土を均す計画となっている。

藤波農業委員 申請番号2について、申請地と北側のコンビニの間に立派なブロック塀があるが、どちらの所有なのか。

事務局 コンビニ側には別のブロック塀があり、指摘のあったブロック塀は申請地内の筆にあるため、農地所有者のものである。

議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第19号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議 長 議案第20号について事務局に説明を求めた。

事務局 納税猶予の制度と適格者証明書について説明し、議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、畑として利用されていることを確認している。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 上尾地区の鈴木農業委員が報告した。5月22日(火)に上尾地区担当委員1名と原市地区担当委員2名の計3名で現地調査を行った。農地として管理されており、今後も農地として適正に管理されると思われる。

議 長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 4筆のうち1筆が、一部に納税猶予を受けているが、残りの現地はどのようになっているか。

事務局 今回の申請面積と生産緑地の指定面積は一致しており、納税猶予を受けていない部分については駐車場となっている。

議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第20号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。事務局が現地調査したところ、写真のとおりきれいに保全管理されている。

議 長 本件について意見を求めるが特になく、議案第21号について採決を行ったところ、賛成全員で

証明することを宣した。

議案第 2 2 号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長
事 務 局

事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、農地として管理されていることを確認している。

議 長

本件について意見を求めたが特になく、議案第 2 2 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 2 3 号

令和 2 年度 5 月期農用地利用集積計画の承認について

議 長

関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第 1 0 条の規定に基づき一時退席を促し、担当課である農政課に説明を求めた。

関 係 委 員

一時退席

農 政 課

制度について説明し、議案書を朗読した。

議 長

本件について意見を求めた。

内田農業委員

1 法人がかなりの面積の利用権を設定しているが、全体の面積はどのくらいか。

農 政 課

2 0 0 筆の 1 8 1, 8 5 7 m²となっている。

内田農業委員

全体の 3 割となるが、やめた場合は遊休農地がかなり発生する恐れがある。後継者などの担い手は決まっているのか。

農 政 課

具体的なことは聞いていないため、法人に確認する。

議 長

本件について意見を求めるが他になく、議案第 2 3 号について採決を行ったところ、異議なく承認することを宣した。

関係委員 審議が終了したため、関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員の入室について求めた。
入室

5 報告第5号 専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第5条の届出の取下げについて
- (4) 使用貸借権の合意解約の通知について

6 閉会

議長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時03分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年5月25日

議 長

署名委員

署名委員